

産休・育休代替職員（一般事務） 募集案内

- ◇受付期間 令和7年10月31日（金）まで
◇試験日 応募書類到着後7日以内に書類選考を実施の上、通過者へ面接の日時を連絡
◇勤務場所 兵庫県立淡路医療センター

1 産休・育休代替職員について

- (1) 産休・育休代替職員は、県立淡路医療センターで産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で、正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) 職員の産休期間中は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、面接に合格する必要があります。）
- (3) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (4) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用されない場合があります。
- (5) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

2 募集職種・採用予定人員・職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
一般事務	1名	医事に関する資料作成、統計作成、会議の準備 など

(注) 1 採用予定人員は、変更することがあります。

3 受験資格

- (1) Wordでの文書作成、Excelでの表作成ができること
- (2) 任用の日に兵庫県立淡路医療センターに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 申込方法等

- (1) 申込方法
下記まで持参又は郵送で履歴書（顔写真を貼付）、職務経歴書を提出してください。
封筒表に「産休・育休代替職員（一般事務）応募」と記入してください

(2) 申込先

〒656-0021 洲本市塩屋 1 丁目 1 番 1 3 7 号
兵庫県立淡路医療センター 総務課

5 選考試験方法

(1) 選考方法

所定の応募書類および面接試験による選考

(2) 日 時

応募書類到着後 7 日以内に書類選考を実施の上、書類選考通過者へ面接の日時を連絡

(3) 場 所

兵庫県立淡路医療センター

〒656-0021 洲本市塩屋 1 丁目 1 番 1 3 7 号

TEL 0799-22-1200

6 合格発表

書類選考および面接試験後、7 日以内に文書または電話連絡にて通知します。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

令和 7 年 11 月 13 日～

※終了日は職員の産休期間に応じて決定します。

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します(最長約 2 年 10 ヶ月)。なお、一つの任期は 1 年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて 1 年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

月額 203,058 円～269,456 円（昇給あり：ただし上限あり）

※1 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※2 報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分 × 週 5 日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます。)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

9 その他

受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。